指定障がい福祉サービス事業者等自己点検表

【計画相談支援】（令和５年６月改正版）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 点検年月日 |  |  |
| 事業所名 |  |
| 記入担当者 | 職名 |  |
| 氏名 |  |

**記入にあたって**

本票は、各事業所において指定計画相談支援事業に係る指定基準を満たしているのかを確認するための点検表です。

**１．「点検内容」の記入について**

下記の分類により、該当する欄（□内）に**赤字で**チェックを入れてください。
　　　「適」　：事項の内容を満たしている（行っている）。
　　　「否」　：事項の内容を満たしていない。（例：相談支援専門員の員数が少ない等）。

**２．作成後の活用について**

本票で自己点検ができますので、指定申請や適正な事業運営に御活用ください。
なお、福岡市が実地検査等を行う際には、資料として提出をお願いいたします。

確認事項に不明な点等がありましたら、担当まで御連絡ください。

＊　福岡市ホームページにおいて書式情報をダウンロードすることができます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |
| 計画相談支援 | 適 | 否 |
| 第１基本方針 |
| 基本方針 | (1)　指定計画相談支援の事業は、利用者又は障がい児の保護者(利用者等)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。【平24厚令28第2条第1項】 | □ | □ | ・運営規程・サービス等利用計画・ケース記録 |
| (2)　指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。【平24厚令28第2条第2項】 | □ | □ |
| (3)　指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下、「障がい福祉サービス等」)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。【平24厚令28第2条第3項】 | □ | □ |
| (4)　指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。【平24厚令28第2条第4項】 | □ | □ |
| (5)　指定特定相談支援事業者は、市町村、障がい福祉サービス事業を行う者、介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。【平24厚令28第2条第5項】 | □ | □ | ・関係者と連携を図って必要な社会資源を活用して支援していることが分かる書類等（ケース記録等） |
| (6)　指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。【平24厚令28第2条第6項】 | □ | □ | ・自己評価資料・自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録 |
|  | (7)　指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。【平24厚令28第2条第7項】 | □ | □ | ・運営規程・研修記録・ケース記録 |
|  | (8)　指定特定相談支援事業者は指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。【平24厚令28第2条第8項】 | □ | □ | ・サービス等利用計画・ケース記録 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |
| 計画相談支援 | 適 | 否 |
| 第２人員に関する基準 |
|  | １従事者 | (1)　指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所(指定特定相談支援事業所)ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員(平成24年厚生労働省告示第227号指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの)を置いているか。ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。【法第51条の24第1項】【平24厚令28第3条第1項】【平24厚告227】 | □ | □ | ・職員名簿・勤務実績表・出勤簿（タイムカード）・勤務形態一覧表・出勤状況に関する書類・資格等を証明する書類・実務経験年数を証明する書類・計画相談支援対象障がい者等の数が分かる資料 |  |
| (2)　(1)に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障がい者等の数(当該指定特定相談支援事業者が、指定障がい児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障がい児相談支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障がい者等の数及び指定障がい児相談支援の事業における障がい児相談支援対象保護者の数の合計数)が35又はその端数を増すごとに1となっているか。【平24厚令28第3条第2項】 | □ | □ |
| (3)　(2)に規定する計画相談支援対象障がい者等の数は、前6月の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数となっているか。【平24厚令28第3条第3項】 | □ | □ |
| ２管理者 | 1. 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。

ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。【平24厚令28第4条】 | □ | □ | ・管理者の雇用形態が分かる書類・勤務実績表・出勤簿（タイムカード）・勤務形態一覧表 |
|  | 1. 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置を設置しているか。

【平24厚令28第4条の2第1項】 | □ | □ | ・勤務形態一覧表 |  |
|  | 1. 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ１人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員でなければならない。

【平24厚令28第4条の2第2項】 | □ | □ | ・勤務形態一覧表 |  |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |
| 計画相談支援 | 適 | 否 |
| 第３運営に関する基準 |
|  | １内容及び手続の説明及び同意 | (1)　指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障がい者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った計画相談支援対象障がい者等(利用申込者)に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。【法第51条の24第2項】【平24厚令28第5条第1項】 | □ | □ | ・利用契約書・重要事項説明書 |  |
| (2)　指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。【平24厚令28第5条第2項】※交付する書面に記載すべき内容①　経営者の名称及び主たる事務所の所在地　②　提供する指定計画相談支援の内容　③　利用者が支払うべき額に関する事項④　指定計画相談支援の提供開始年月日　⑤　苦情を受け付けるための窓口【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ | ・利用契約書・重要事項説明書・その他利用者に交付した書面 |
| ２契約内容の報告等 | (1)　指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。【平24厚令28第6条第１項】 | □ | □ | ・市町村への報告文書の控え |
| (2)　指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。【平24厚令28第6条第2項】なお、モニタリング結果については、以下に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告すること。①支給決定の更新や変更が必要となる場合②対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合③モニタリング期間を設定し直す必要がある場合【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ | ・市町村への報告文書の控え |
| ３提供拒否の禁止 | 指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。【平24厚令28第7条】指定特定相談支援事業者は、原則として、利用申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障がい支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由が有る場合とは、①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合　②　利用者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障がいの種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合　④　その他利用を申し込む者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合等である。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ | ・利用申込受付簿 |
|  | ４サービス提供困難時の対応 | 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。【平24厚令28第8条】 | □ | □ | ・利用申込受付簿・紹介等の記録 |  |
| ５受給資格の確認 | 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確かめているか。【平24厚令28第9条】 | □ | □ | ・受給者証の写し |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |
| 計画相談支援 | 適 | 否 |
| ６支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助 | 指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。【平24厚令28第10条】 | □ | □ | ・利用申込受付簿・援助等の記録 |
|  | ７身分を証する書類の携行 | 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。【平24厚令28第11条】この証書等には、当該指定特定相談支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ | ・身分証明書、名札等・就業規則 |  |
|
|  | ８計画相談支援給付費の額等の受領 | (1)　指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障がい者等から当該指定計画相談支援につき法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払を受けているか。【平24厚令28第12条第１項】 | □ | □ | ・領収書（控え）・請求書（控え） |
| (2)　指定特定相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障がい者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障がい者等から受けているか。【平24厚令28第12条第2項】 | □ | □ |
| (3)　指定特定相談支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障がい者等に対し交付しているか。【平24厚令28第12条第3項】 | □ | □ | ・領収書（控え） |
| (4)　指定特定相談支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障がい者等に対し、その額について説明を行い、計画相談支援対象障がい者等の同意を得ているか。【平24厚令28第12条第4項】 | □ | □ | ・同意に係る書類等・説明書類 |
| ９利用者負担額に係る管理 | 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障がい者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障がい福祉サービス等につき法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障がい者等及び当該計画相談支援対象障がい者等に対し指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知しているか。【平24厚令28第13条】 | □ | □ | ・利用者負担額合計額の算定書・市町村に対する報告の控え・支給決定障がい者等及び他の指定障がい福祉サービス事業者等に対する通知の控え |
| 10計画相談支援給付費の額に係る通知等 | (1)　指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障がい者等に対し、当該計画相談支援対象障がい者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。【平24厚令28第14条第１項】 | □ | □ | ・通知書の控え |
| (2)　指定特定相談支援事業者は、８の(1)の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障がい者等に対して交付しているか。【平24厚令28第14条第2項】 | □ | □ | ・サービス提供証明書の控え |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |
| 計画相談支援 | 適 | 否 |  |
|  | 11指定計画相談支援の具体的取扱方針 | (1)　指定計画相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。①　指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。【平24厚令28第15条第1項第1号】 | □ | □ | ・サービス等利用計画・基本相談支援の提供に関する記録・指定計画相談支援の提供に関する記録・説明書類・利用者等への交付の記録 |
| ②　指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいを有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。【平24厚令28第15条第1項第2号】 | □ | □ |
|  | (2)　指定計画相談支援における指定サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。【平24厚令28第15条第2項】①　相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。【平24厚令28第15条第2項第1号】 | □ | □ | ・指定計画相談支援の提供の記録・アセスメント記録・サービス等利用計画案・担当者会議録・サービス等利用計画・モニタリング報告書・利用者又はその家族に情報提供した記録 |
| ②　相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。【平24厚令28第15条第2項第2号】利用者の心身又は家族の状態等に応じて、継続的かつ計画的に福祉サービス等が提供されることが重要である。相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に当たり、継続的かつ計画的な支援という観点に立って福祉サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはならない。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ |
| ③　相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障がい福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障がい福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。【平24厚令28第15条第2項第3号】サービス等利用計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、サービス等利用計画の作成又は変更に当たっては、利用者及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定障がい福祉サービス等以外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ |
|  |  | ④　相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障がい福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。【平24厚令28第15条第2項第4号】相談支援専門員は、利用者等がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、相談支援専門員は、当該利用者等が居住する地域の指定障がい福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供することにより、利用者等にサービスの選択を求めるべきものであり、特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めることなく同ーの事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初から提示することがあってはならない。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |
| 計画相談支援 | 適 | 否 |  |
|  | 11指定計画相談支援の具体的取扱方針 | ⑤　相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。【平24厚令28第15条第2項第5号】サービス等利用計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要である。このため相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に先立ち利用者のアセスメントを行わなければならない。アセスメントとは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障がい者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。なお、基準第30条第2項の規定に基づき、アセスメントの記録は、5年間保存しなければならない。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ | ・指定計画相談支援の提供の記録・アセスメント記録・サービス等利用計画案・担当者会議録・サービス等利用計画・モニタリング報告書 |
|  | ⑥　相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。【平24厚令28第15条第2項第6号】相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者の居宅、障がい者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。このため、相談支援専門員は面接技法等の研鎖に努めることが重要である。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ |  |
| ⑦　相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障がい福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。【平24厚令28第15条第2項第7号】相談支援専門員は、サービス等利用計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、サービス等利用計画案を作成しなければならない。したがって、サービス等利用計画案は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定障がい福祉サービス又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。なお、当該サービス等利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。特に、モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案するものとする。その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各指定障がい福祉サービス等又は指定地域相談支援の評価を行い得るようにすることが重要である。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |
| 計画相談支援 | 適 | 否 |
|  | 11指定計画相談支援の具体的取扱方針 | ⑧　相談支援専門員は、サービス等利用計画案に法第5条第8項に定める短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。【平24厚令28第15条第2項第8号】 | □ | □ | ・指定計画相談支援の提供の記録・アセスメント記録・サービス等利用計画案・担当者会議録・サービス等利用計画・モニタリング報告書 |  |
|  | ⑨　相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第１項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。【平24厚令28第15条第2項第9号】サービス等利用計画案に位置付ける福祉サービスの選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画案は利用者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、当該計画案の作成に当たって、これに位置付けるサービスについて、また、サービスの内容についても利用者の希望を尊重するとともに、作成されたサービス等利用計画案についても、最終的には、その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得ることを義務づけることにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するものである。なお、利用者への説明に当たっては、当該計画案に位置付けたサービスが、利用者負担が生じる介護給付等の対象となるか区分した上で行う必要がある。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ |  |
|  | ⑩　相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。【平24厚令28第15条第2項第10号】相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、遅滞なく利用者等に交付しなければならない。なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画案は、5年間保存しなければならない。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ |  |
|  | ⑪　相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障がい福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。【平24厚令28第15条第2項第11号】相談支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、支給決定又は地域相談支援給付決定の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者(以下「担当者」という。)からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。なお、相談支援専門員は、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)第12条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第27号)第8条において、指定障がい福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者は、市町村又は一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。なお、基準第30条第2項の規定に基づき、会議等の記録は5年間保存しなければならない。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ |  |
| ⑫　相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。【平24厚令28第15条第2項第12号】【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |
| 計画相談支援 | 適 | 否 |
| 11指定計画相談支援の具体的取扱方針 | ⑬　相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。【平24厚令28第15条第2項第13号】相談支援専門員は、⑪のサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案について、⑫の利用者等の同意を得た後、サービス等利用計画を作成した際には、遅滞なく利用者等及び担当者に交付しなければならない。また、相談支援専門員は、担当者に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画は、5年間保存しなければならない。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ | ・指定計画相談支援の提供の記録・アセスメント記録・サービス等利用計画案・担当者会議録・サービス等利用計画・モニタリング報告書 |
| (3)　指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。【平24厚令28第15条第3項】①　相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。【平24厚令28第15条第3項第1号】指定計画相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要である。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うことにより、サービス等利用計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。なお、利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する福祉サービス事業を行う者等により把握されることも多いことから、相談支援専門員は、当該福祉サービスの事業を行う者等のサービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備に努めなければならない。なお、基準第30条第2項の規定に基づき、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録は、5年間保存しなければならない。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ |
| ②　相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。【平24厚令28第15条第3項第2号】相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、市町村が支給決定又は地域相談支援給付決定の際に、利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障がい者支援施設等で面接を行い、その結果を記録することが必要である。なお、基準第30条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければならない。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ |  |
| ③　(2)の①から⑧まで及び⑪から⑬までの規定は、(3)の①に規定するサービス等利用計画の変更について準用しているか。【平24厚令28第15条第3項第3号】相談支援専門員は、サービス等利用計画を変更する際には、原則として、基準第15条第2項第1号から第7号及び第10号から第12号までに規定されたサービス等利用計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。なお、利用者等の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、相談支援専門員が利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第3項第1号(サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等)に規定したとおりであるので念のため申し添える。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ |
| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |
| 計画相談支援 | 適 | 否 |
|  | 11指定計画相談支援の具体的取扱方針 | ④　相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障がい者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障がい者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。【平24厚令28第15条第3項第4号】 | □ | □ | ・指定計画相談支援の提供の記録・アセスメント記録・サービス等利用計画案・担当者会議録・サービス等利用計画・モニタリング報告書 |  |
|  | ⑤　相談支援専門員は、指定障がい者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。【平24厚令28第15条第3項第5号】【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ |  |
|  | 12利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付 | 指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。【平24厚令28第16条】 | □ | □ | ・提供書類の控え・書類交付の記録 |  |
|  | 13計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知 | 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障がい者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。【平24厚令28第17条】 | □ | □ | ・市町村への通知の控え |  |
|  | 14管理者の責務 | (1)　指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。【平24厚令28第18条第1項】 | □ | □ | ・組織図・業務分担表・職員会議録 |  |
| (2)　指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に人員及び運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。【平24厚令28第18条第2項】 | □ | □ |
| 15運営規程 | 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障がい者等から受領する費用及びその額⑤　通常の事業の実施地域⑥　事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類⑦　虐待の防止のための措置に関する事項⑧　その他運営に関する重要事項【平24厚令28第19条】 | □ | □ | ・運営規程 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |  |
| 計画相談支援 | 適 | 否 |
| 16勤務体制の確保等 | (1)　指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。【平24厚令28第20条第1項】 | □ | □ | ・勤務形態一覧表・雇用契約書・研修計画・研修実施記録 |
| (2)　指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。【平24厚令28第20条第2項】 | □ | □ |
| (3)　指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。【平24厚令28第20条第3項】 | □ | □ |
|  | (4)　指定特定相談支援事業者は、適切な指定計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。【平24厚令28第20条第4項】※事業者が講ずべき措置の具体的内容　①方針の明確化及びその周知・啓発　②相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ | ・ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針・ハラスメント被害防止のためのマニュアル |  |
|  | 17業務継続計画の策定等 | (1)　指定計画相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。【平24厚令28第20条の2第1項】* 令和６年３月31日までの間は、「講じているか」を「講じるよう努めているか」とする。

【令3厚令10附則第3条】※　感染症が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定計画相談支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な訓練及び研修を実施すること。なお、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。※　業務継続計画には、以下の項目を記載すること。　〈感染症に係る業務継続計画〉1. 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等)
2. 初動対応
3. 感染拡大防止体制の確立(保健所等との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

〈災害に係る業務継続計画〉1. 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
2. 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
3. 他施設及び地域との連携

【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ | ・業務継続計画・訓練及び研修の記録・感染予防等のための指針 |  |
|  | (2)　指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。【平24厚令28第20条の2第2項】* 令和６年３月31日までの間は、「実施しているか」を「実施するよう努めているか」とする。

【令3厚令10附則第3条】 | □ | □ |  |
|  | 1. 指定特定相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。

【平24厚令28第20条の2第3項】* 令和６年３月31日までの間は、「行っているか」を「行うよう努めているか」とする。

【令3厚令10附則第3条】 | □ | □ | ・業務継続計画 |  |
|  | 18設備及び備品等 | 指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。【平24厚令28第21条】①　事務室指定特定相談支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同ーの事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定計画相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。②　受付等のスペースの確保事務室又は指定計画相談支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者等が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。③　設備及び備品等指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定計画相談支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ | ・事業所の平面図・設備、備品台帳 |  |
|  | 19衛生管理等 | (1)　指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。【平24厚令28第22条第1項】 | □ | □ | ・衛生マニュアル等・設備、備品台帳 |  |
|  | (2)　指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。【平24厚令28第22条第2項】 | □ | □ |  |
|  | (3)　指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。【平24厚令28第22条第3項】　　※　令和６年３月31日までの間は、「講じているか」を「講じるよう努めているか」とする。【令3厚令10附則第3条】　　①当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(6月に1回)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。　　②当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。　　③当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練(年1回以上)を定期的に実施しているか。　　※感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染症対策委員会)は、構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染症対策を担当する者を決めておくこと。利用者の状況や指定特定相談支援事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。　　※「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。また、発生時における指定特定相談支援事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。　　※従業者に対する研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識普及・啓発するとともに、当該指定特定相談支援事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。 | □ | □ | ・感染症対策委員会の議事録・感染症の予防及びまん延の防止のための指針・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の記録 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |  |
|  | 計画相談支援 | 適 | 否 |  |
|  | 20掲示等 | (1)　指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。【平24厚令28第23条第1項】　　※上記で規定する事項を記載した書面を当該指定特定相談支援事業所に備え付け、かつ、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に変えることができる。指定計画相談支援の提供開始時に、重要事項を利用申込者に対して説明を行った上で同意を得ることに加え、指定特定相談支援事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨である。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ | ・事業所の掲示物 |  |
|  | (2)　指定特定相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。【平24厚令28第23条第3項】基本相談支援及び計画相談支援の実施状況等を公表することにより、利用申込者のサービスの選択に資することから、（1）に加え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ |  |
|  | 21秘密保持等 | (1)　指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。【平24厚令28第24条第1項】 | □ | □ | ・就業規則・就業時の取り決め等・同意書・従業者及び管理者の秘密保持誓約書 |  |
| (2)　指定特定相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。【平24厚令28第24条第2項】指定特定相談支援事業者に対して、過去に当該指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ |
| (3)　指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。【平24厚令28第24条第3項】相談支援専門員及びサービス等利用計画に位置付けられた各福祉サービス等の担当者が、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、指定特定相談支援事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ |
| 22広告 | 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。【平24厚令28第25条】 | □ | □ | ・広告（ＨＰ画面等）・ポスター・パンフレット等 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |
| 計画相談支援 | 適 | 否 |
| 23障がい福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止 | (1)　指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。【平24厚令28第26条第1項】 | □ | □ | ・就業時の取り決め等 |
| (2)　指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。【平24厚令28第26条第2項】 | □ | □ |
| (3)　指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。【平24厚令28第26条第3項】 | □ | □ |
|  | 24苦情解決 | (1)　指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。【平24厚令28第27条第1項】 | □ | □ | ・苦情相談体制図・苦情解決手順書・説明書類・掲示物・パンフレット |  |
| (2)　指定特定相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。【平24厚令28第27条第2項】苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ | ・苦情者への対応記録・改善に向けた取組に関する記録・苦情対応マニュアル |
| (3)　指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。【平24厚令28第27条第3項】 | □ | □ | ・市町村からの指導、助言等の通知・改善報告等の控え・改善措置に関する記録 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |  |
|  | 計画相談支援 | 適 | 否 |  |
|  | 24苦情解決 | (4)　指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。【平24厚令28第27条第4項】 | □ | □ | ・県からの指導、助言等の通知・改善措置に関する記録 |  |
| (5)　指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第51条の27第2項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。【平24厚令28第27条第5項】 | □ | □ | ・県又は市町村からの指導、助言等の通知・改善措置に関する記録 |
| (6)　指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。【平24厚令28第27条第6項】 | □ | □ | ・県又は市町村に対する改善報告の控え |
| (7)　指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか【平24厚令28第27条第7項】 | □ | □ | ・運営適正化委員会の調査等に関する記録 |
| 25事故発生時の対応 | (1)　指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。【平24厚令28第28条第1項】利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定特定相談支援事業者が定めておくことが望ましい。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ | ・事故に関する記録・事故対応マニュアル等・事故等発生状況報告書・業務日誌 |
| (2)　指定特定相談支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。【平24厚令28第28条第2項】事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ | ・事故に関する記録・業務日誌 |
|  | (3)　指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。【平24厚令28第28条第3項】指定特定相談支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ | ・事故に関する記録・損害賠償に関する記録 |  |
|  | (4)　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。指定特定相談支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にされたい。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ | ・再発生防止のための措置に関する記録 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |
| 計画相談支援 | 適 | 否 |
|  | 26虐待の防止 | 　指定特定相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。(1)　指定特定相談支援事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に(少なくとも年1回以上)開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。【平24厚令28第28条の2第1項】　　※虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者(必置)を決めておくことが必要であり、構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ | ・虐待防止のための対策を検討する委員会の議事録・職員研修資料・虐待防止のための指針 |  |
|  | (2)　当該指定特定相談事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施しているか。【平24厚令28第28条の2第2項】 | □ | □ |  |
|  | (3)　(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。【平24厚令28第28条の2第3項】※担当者については、相談支援専門員を配置すること。【解釈通知平24障発0330第22号】 | □ | □ |  |
|  | 27会計の区分 | 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。【平24厚令28第29条】 | □ | □ | ・会計関係書類 |  |
|  | 28記録の整備 | (1)　指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。【平24厚令28第30条第1項】 | □ | □ | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 |  |
| (2)　指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存しているか。①　福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録②　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳ア　サービス等利用計画案及びサービス等利用計画イ　アセスメントの記録ウ　サービス担当者会議等の記録エ　モニタリングの結果の記録③　市町村への通知に係る記録④　苦情の内容等の記録⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録【平24厚令28第30条第2項】 | □ | □ | ・サービスの提供の記録・アセスメント記録・サービス等利用計画案・担当者会議録・サービス等利用計画・モニタリング報告書・苦情の内容等の記録・市町村への通知に係る記録 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |
| 計画相談支援 | 適 | 否 |
| 第４変更の届出等 |
|  | 変更の届出等 | (1)　指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の60第1項で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、同施行規則第34条の60第1項及び第2項で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。【法第51条の25第3項】※変更届が必要な事項①　事業所の名称及び所在地②　法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名③　法人の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）④　事業所の平面図⑤　事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴⑥　運営規程⑦　計画相談支援給付費の請求に関する事項⑧　役員の氏名、生年月日及び住所【施行規則第34条の60第1項及び第2項】 | □ | □ | ・変更届出書等控え |  |
| (2)　指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは障害者総合支援法施行規則第34条の60第3項で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市町村長に届け出ているか。【法第51条の25第4項】【施行規則第34条の60第3項】※届出が必要な事項①　廃止し、又は休止しようとする年月日②　廃止し、又は休止しようとする理由③　現に指定計画相談支援を受けている者に対する措置④　休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間 | □ | □ | ・廃止・休止届出書等控え |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |
| 計画相談支援 | 適 | 否 |
| 第５計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の算定及び取扱い |
|  | １基本事項 | (1)　指定計画相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第125号の別表「計画相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に別に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて算定しているか。【法第51条の17第2項】【平24厚告125の一】【平18厚告539】【令３厚87別表】 | □ | □ | ・介護給付費請求書・介護給付費請求明細書・指定居宅介護の提供に関する記録・受給者証の写し |  |
| (2)　(1)の規定により指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。【平24厚告125の二】 | □ | □ |
| 2計画相談支援費 | (1)　サービス利用支援費サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障がい者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定しているか。①　サービス利用支援費(Ⅰ)指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障がい者等の数を当該特定計画相談支援事業所の相談支援専門員の員数(前六月の平均値とし、新規に指定と受けた場合は、推定数とする。)(相談支援専門員の平均員数)で除して得た数(取扱件数)の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。②　サービス使用支援費(Ⅱ)取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。【平24厚告125別表1の注1】 | □ | □ | ・サービスの提供の記録・アセスメント記録・サービス等利用計画案・担当者会議録・サービス等利用計画 |
| (2)　継続サービス利用支援費継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障がい者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定しているか。①　継続サービス利用支援費(Ⅰ)取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員数の平均員数を乗じて得た数について算定する。②　継続サービス利用支援費(Ⅱ)取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。【平24厚告125別表1の注2】 | □ | □ | ・モニタリング報告書 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |
| 計画相談支援 | 適 | 否 |
| 2計画相談支援費 | (3)　その他①　指定特定相談支援事業者が、第3の11の(2)の➅（第３の11の(3)の③において準用する場合を含む）、⑨、⑩若しくは⑪から⑬まで（第３の⑪の(3)の③において準用する場合を含む）又は第３の⑪の(3)の②に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合に、所定単位数を算定していないか。【平24厚告125別表1の注3】②　指定特定相談支援事業者が、障がい児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合に、所定単位数を算定していないか。【平24厚告125別表1の注4】③　指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障がい者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合に、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。【平24厚告125別表1の注5】④　相談支援専門員が、計画相談支援対象障がい者等であって、介護保険法第７条第１項に規定する要介護状態区分が要介護１又は要介護２のものに対して、同法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)として、次に掲げる区分に応じ、１月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。(1)　機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)　572単位　(2)　機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)　572単位　(3)　機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)　572単位(4)　機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)　572単位(5)　サービス利用支援費(Ⅰ)　572単位(6)　機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)　623単位(7)　機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)　623単位(8)　機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)　623単位(9)　機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)　623単位(10)　継続サービス利用支援費(Ⅰ)　623単位【平24厚告125別表1の注6】 | □ | □ | ・指定計画相談支援の提供に関する記録・受給者証の写し |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |  |
|  | 計画相談支援 | 適 | 否 |  |
|  | 2計画相談支援費 | ⑤　相談支援専門員が、計画相談支援対象障がい者等であって、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５のものに対して、指定居宅介護と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、次に掲げる区分に応じ、１月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。(1)　機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)　881単位　(2)　機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)　881単位(3)　機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)　881単位(4)　機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)　881単位(5)　サービス利用支援費(Ⅰ)　881単位　(6)　サービス利用支援費(Ⅱ)　92単位(7)　機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)　932単位(8)　機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)　932単位(9)　機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)　932単位(10)　機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)　932単位　(11)　継続サービス利用支援費(Ⅰ)　932単位　　(12)　継続サービス利用支援費(Ⅱ)　278単位　【平24厚告125別表1の注7】⑥　相談支援専門員が、計画相談支援対象障がい者等であって、かつ、介護保険法第７条第２項に規定する要支援状態区分が要支援１又は要支援２のものに対して、同法第58条第１項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(継続サービス利用支援費(Ⅱ)を除く。)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、１月につき16単位を所定単位数から減算しているか。【平24厚告125別表1の注8】⑦　平成21年厚生労働省告示第176号に規定する「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（①及び②に定める場合を除く。）に特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。【平24厚告125別表1の注9】 | □ | □ | ・指定計画相談支援の提供に関する記録・受給者証の写し |  |
| 3利用者負担上限額管理加算 | 指定特定相談支援事業者が、第３の９に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。【平24厚告125別表2の注】 | □ | □ |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |  |
| 計画相談支援 | 適 | 否 |
| 4初回加算 | 1. 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障がい者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の一に定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。
2. 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を計画相談支援対象障がい者等に交付した日までの期間が３月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から３月を経過する日以後に、月に２回以上、当該指定計画相談支援対象障がい者等及びその家族に面接した場合は、所定単位数300単位に当該面接をした月の数（３を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算しているか。

【平24厚告125別表３の注１及び注２】【平27厚告180の一】 | □ | □ |  |
| 5機能強化型体制加算 | 平成24年厚生労働省告示第125号別表の１の注１及び注２「厚生労働大臣が定める基準」に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。1. サービス利用支援費
	1. 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)　1,864単位
	2. 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)　1,764単位
	3. 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)　1,672単位
	4. 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)　1,622単位
	5. サービス利用支援費(Ⅰ)　1,522単位
	6. サービス利用支援費(Ⅱ)　732単位
2. 継続サービス利用支援費
	1. 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)　1,613単位
	2. 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)　1,513単位
	3. 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)　1,410単位
	4. 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)　1,360単位
	5. 継続サービス利用支援費(Ⅰ)　1,260単位
	6. 継続サービス利用支援費(Ⅱ)　606単位

【平24厚告125別表の注６】【令３厚告87の第33条の一】 | □ | □ | ・機能強化型体制加算届出書・添付書類 |
|  | 6主任相談支援専門員配置加算 | 専ら指定計画相談支援の提供にあたる常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が別に厚生労働大臣が定める者(以下「主任相談支援専門員」という。)であるものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。【平24厚告125別表の注】 | □ | □ | ・市町村に届け出た書類の控え・添付書類 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |  |
|  | 計画相談支援 | 適 | 否 |  |
|  | 6入院時情報連携加算 | 計画相談支援対象障がい者等が医療法(昭和23年法第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所(病院等）に入院するに当たり、平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の三に定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況や生活環境等の当該計画相談支援対象障がい者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。(1)入院時情報連携加算(Ⅰ)　200単位(2)入院時情報連携加算(Ⅱ)　100単位【平24厚告125別表の5の注】【平27厚告180の三】 | □ | □ | ・情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段を記録した書類 |  |
|  | 7退院・退所加算 | 障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉法(昭和22年法第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障がい児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)、生活保護法(昭和25年法第144号)第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障がい者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障がい者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法第50号)第3条に規定する刑事施設、少年院法(平成26年法第58号)第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法(平成7年法第86号)第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障がい者等又は法務省設置法(平成11年法第93号)第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法(平成19年法第88号)第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)に宿泊していた計画相談支援対象障がい者等が退院、退所等をし、障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該計画相談支援対象障がい者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障がい者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障がい福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合(同一の計画相談支援対象障がい者等について、当該障がい福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか(4の初回加算を算定する場合を除く。)。【平24厚告125別表の6の注】 | □ | □ | ・情報提供を受けた相手、面談日時、内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容を記録した書類 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |  |
|  | 計画相談支援 | 適 | 否 |  |
|  | 8居宅介護支援事業所等連携加算 | 指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障がい者等が障がい福祉サービス等を利用している期間において、次の(１)から(６)までのいずれかに該当する場合に、１月にそれぞれ(１)から(６)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの((１)から(６)までに掲げる場合のそれぞれについて２回を限度とする。)を合算した単位数を加算しているか。また、計画相談支援対象障がい者等が障がい福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内において、次の(１)から(６)までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ(１)から(６)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。1. 計画相談支援対象障がい者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するにあたり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)または指定介護予防支援事業所(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。)(以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障がい者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障がい者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画(介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)又は介護予防サービス計画(同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)の作成等に協力する場合　100単位
2. 計画相談支援対象障がい者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するにあたり、月に２回以上、当該計画相談支援対象障がい者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障がい者等及びその家族に面接する場合(基本報酬を算定する月を除く。)　300単位
3. 計画相談支援対象障がい者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するにあたり、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合（基本報酬を算定する月を除く。）　300単位
4. 計画相談支援対象障がい者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第２項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等（以下この８において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるにあたり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障がい者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障がい者等の支援内容の検討に協力する場合　100単位
5. 計画相談支援対象障がい者等が通常の事業所に新たに雇用されるにあたり、月に２回以上、当該計画相談支援対象障がい者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障がい者等及びその家族に面接する場合(基本報酬を算定する月を除く。)　300単位
6. 計画相談支援対象障がい者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等により支援を受けるにあたり、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合(基本報酬を算定する月を除く。)　300単位

【平24厚告125別表の7の注】 | □ | □ | ・情報提供を受けた相手、面談日時、内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容を記録した書類 |  |
|  | 9医療・保育・教育機関等連携加算 | 第1の(3)に規定する福祉サービス等(障がい福祉サービス及び地域相談支援を除く。)を提供する機関の職員等と面談を行い、計画相談支援対象障がい者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。(4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。)。【平24厚告125別表の8の注】 | □ | □ | ・情報提供を受けた相手、面談日時、内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容を記録した書類 |  |
|  | 10集中支援加算 | 指定特定相談支援事業者が、つぎの(１)から(３)までのいずれかに該当する場合に、計画相談支援対象障がい者等１人につき１月に１回を限度としてそれぞれ300単位を加算しているか。1. 障がい福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障がい者等又は市町村等の求めに応じ、月に２回以上、当該計画相談支援対象障がい者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障がい者等及びその家族に面接する場合(基本報酬を算定する月を除く。)
2. サービス担当者会議(指定基準第15条第２項第11号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障がい者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合(基本報酬を算定する月を除く。)
3. 福祉サービス等を提供する機関等(以下この(３)において「関係機関」という。)の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障がい者等の障がい福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合(基本報酬、６の(１)又は７を算定する場合を除く。)

【平24厚告125別表の９の注】 | □ | □ | ・会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針を記録した書類・訪問日時及び面接の内容を記録した書類 |  |
|  | 11サービス担当者会議実施加算 | 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、第3の11の(2)の⑪に規定するサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障がい者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、同⑪に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。【平24厚告125別表の10の注】 | □ | □ | ・サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針を記録した書類 |  |
|  | 12サービス提供時モニタリング加算 | 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障がい者等が利用する障がい福祉サービス又は地域相談支援の提供現場を訪問することにより、障がい福祉サービス又は地域相談支援の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障がい者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。【平24厚告125別表の11の注】 | □ | □ | ・サービスの提供状況及び確認結果を記録した書類 |  |
|  | 13行動障害支援体制加　算 | 平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の四に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。【平24厚告125別表の12の注】【平27厚告180の四】 | □ | □ | ・支援体制加算に係る届出書の控え・添付書類 |  |
|  | 14要医療児者支援体制加算 | 平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の五に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。【平24厚告125別表の13の注】【平27厚告180の五】 | □ | □ | ・支援体制加算に係る届出書の控え・添付書類 |  |
|  | 15精神障害者支援体制加算 | 平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の六に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。【平24厚告125別表の14の注】【平27厚告180の六】 | □ | □ | ・支援体制加算に係る届出書の控え・添付書類 |  |
|  | 16ピアサポート体制加算 | 平成27年厚生労働省告示第180号別表の15の注の「厚生労働大臣が定める基準」に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。【平24厚告125別表15の注】【平27厚告180の七】 | □ | □ | ・体制加算に係る届出書の控え・添付書類 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 点検書類 |  |
|  | 計画相談支援 | 適 | 否 |  |
|  | 17地域生活支援拠点等相談強化加算 | 平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の七に定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(要支援者)が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。)を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。(当該指定特定相談支援事業者が指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定地域定着支援事業者が平成24年厚生労働省告示第124号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表の第2の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。)。【平24厚告125別表の16の注】【平27厚告180の八】 | □ | □ | ・要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録した書類 |  |
|  | 18地域体制強化共同支援加算 | 平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の八に定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障がい者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障がい者等に対して、当該計画相談支援対象障がい者等に第1の(3)に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会(法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。)に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障がい者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。【平24厚告125別表の17の注】【平27厚告180の八】 | □ | □ | ・当該加算の対象となる会議の内容を記録した書類 |  |